

日進市農業委員会告示第1号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定により、日進市農業委員会が定めた下限面積の別段の面積は廃止する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

日進市農業委員会
会長 市川 豊

